

別表 1

番号	101
特定事業の名称	特殊海岸地域交通安全対策事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	104
特定事業の名称	公共交通利用促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置・管理して交通の規制をすることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	201
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14－17
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14－17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等（人事院規則14－17に基づく特定試験研究機関等をいう。）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	特定試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	202
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14－18
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14－18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14－18に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

【以下の内容を実現するために必要な人事院規則の整備を要請する。】

番号	203
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-19
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-19に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	409
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。 (1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。 (2) 当該地方公共団体が特定分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。 (3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について1年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。 2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。 3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。 4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。 5. 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第5項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。 6. 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	412
特定事業の名称	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の3第3項
特例を講ずべき法令等の現行規定	条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲し、当該事務権限を定める個別法令の適用が当該市町村に対してなされることとされた後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合において、これらの協議等については、市町村は都道府県を経由して行うこととする。
特例措置の内容	都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第284条第1項の広域連合を含む。以下同じ。）が処理することとした場合（当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。）において、当該市町村が処理する事務（以下「特例事務」という。）に係る経由事務（同法第252条の17の3第3項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。）を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務に係る経由事務を行わないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	都道府県知事は、上記認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

番号	413
特定事業の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条
特例を講ずべき法令等の現行規定	消防法施行令第44条に規定する救急隊の編成の基準により、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができることが定められている。 これを受け、現行規定では、救急隊の編成の基準の特例として、消防法施行規則第50条において、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とすることが定められている。
特例措置の内容	1. 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内に設置する消防機関が、（1）～（3）に規定する要件をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第2項第4号に掲げる特定事業の内容として（1）～（3）に規定する要件に適合することを証する内容を記載し、かつ、当該要件に適合することを証する書類を添付し、同条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置された消防機関の救急隊の編成の基準の特例について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に規定する場合のほか、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。 （1）緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること。 （2）（1）による識別の結果、1. に定める場合であるとあらかじめ認められ、救急自動車1台及び救急隊員2人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、1. の特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること。 （3）通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること。 2. 1. の規定は、1. の認定を受けた地方公共団体が、救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、適用しない。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.（1）～（3）の内容により、その救急業務の実施において現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	504
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。 1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	505
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成１５年９月１０日法務省管在第５３２９号）第１２編第２章第２７節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	永住許可の要件として、引き続き１０年以上本邦に在留していることが求められるところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績について５年以上となっている。
特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を５年以上から３年以上に短縮する。 １．本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 ２．本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 ３．本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	506
特定事業の名称	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「技能実習1号口の上陸基準」という。）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	技能実習1号口の上陸基準において、実習実施機関に受け入れられる技能実習生（1号）の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、実習実施機関が商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる技能実習生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する研修又は技能実習が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「技能実習1号口」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る技能実習1号口の上陸基準第25号の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。 （1）当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。 （2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、技能実習生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。 ① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。 ② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。 （3）当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。 （4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。 2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて技能実習生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ 平成22年6月末日までに本邦への入国を予定する者については、平成22年1月5日の閣議決定前の構造改革特別区域基本方針別表1中「506」の特例措置の内容を適用します。

番号	512
特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管第5329号）第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっており、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。 （1）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内部においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。 （2）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。 （3）当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 2. 上記1. の申請をする地方公共団体は、上記1. （1）の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。 3. 上記1. （1）の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。 【要件】 ①賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。 ③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ④本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。 ⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力をを行うこと。 ⑥施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	707 (708)
特定事業の名称	特定農業者による特定酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特定酒類」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特定農業者による特定酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定は、適用しない。 （1）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）を含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第13号に規定する果実酒の製造免許 （2）酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他財務省令で定める物品（※3）を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。）同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許 2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件を付することができる。 3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1（1）の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。 4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。 5. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。

	(※1)「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実をいう。 (1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項第1号に掲げる者(以下この表において「農業経営者」という。)の同居の親族又はその配偶者(同項第2号に掲げる者に限る。以下この表において「同居親族等」という。)で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実 (2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下この表において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第8条第1項第3号に掲げる者に限る。以下この表において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実 (3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により自ら生産した果実((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。) (※2)「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米をいう。 (1) 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した米 (2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した米 (3) 災害等により自ら生産した米((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。) (※3) 財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類(米を除く。)、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	709
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。 （1）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許 （2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同条に規定するリキュールの製造免許 2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。 3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。 4. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	811
特定事業の名称	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学の校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。（短期大学においても同様の取扱い）
特例措置の内容	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。
特区計画で特定すべき主体	大学設置者
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。 （1）文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2）当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3）当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1）業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2）業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。） 4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。 また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。 5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

	6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。 7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 9. 学校設置会社について下記法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。 (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）） (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）） (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）） (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）） (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号）） 10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	817
特定事業の名称	学校設置非営利法人による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（大学及び高等専門学校を除く。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（以下「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（以下、学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置するNPO法人（以下「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 （4） 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。 3. 学校設置非営利法人は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置非営利法人の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置非営利法人の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置非営利法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、理事又は清算人は20万円以下の罰金。）

	4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。 また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。 5. 認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。 6. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。 7. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 8. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 9. 学校設置非営利法人について下記の法律を適用するにあたっては、以下のような読替を行う。 （1） 学校設置非営利法人が設置する学校について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法） （2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置非営利法人を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法） （3） 学校設置非営利法人が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律） （4） 学校設置非営利法人の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法） 10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置非営利法人を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体（以下「協力地方公共団体」という。）の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの（以下「指定設立予定者」という。）が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定（寄附行為認可の手続き（資産審査））にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件（資産要件）に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	1. 特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。 2. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。 （1） 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請 （2） 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出 （3） 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請 （4） 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の規定による高等学校の学科の設置廃止、市町村の設置する高等学校又は幼稚園の分校の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更）の認可の申請 （5） 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出 3. 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。 （1） 教育目標に関する事項 （2） 収容定員に関する事項 （3） 授業料等の納付金に関する事項 （4） 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項 （5） 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 （6） その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの（入学者の選抜に関すること等） 4. 公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。 5. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 6. 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。

7. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定（財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等）の適用を妨げない。
8. 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ（当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下「公私協力年度計画」という。）においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど）により、公私協力基本計画に基づき、公私協力年度計画及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
9. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
10. 協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。
- （1） 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- （2） 当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- （3） 当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。
11. 助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。
12. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10. の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
13. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。
14. 協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
15. 協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
16. 教育基本法第15条第2項の規定（特定の宗教のための宗教教育等の禁止）は、公私協力学校について準用する。

番号	824
特定事業の名称	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第93条第2項、第113条第3項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	第93条第2項 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。 第113条第3項 第81条、第89条、第92条、第93条、第96条から第100条まで、第101条第2項、第102条、第103条第1項及び第104条第2項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。
特例措置の内容	校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成21年度中に全国展開される予定となっています。

番号	825
特定事業の名称	学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	○小・中学校の学級は、同学年の児童生徒で編制するが、特別の事情があるときは、数学年の児童生徒を一学級に編制することができる。 ○小・中学校に置く教諭の数は、一学級当たり一人以上とするが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、教頭が兼ねるか、助教諭、講師をもって代えることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、構造改革特別区域基本方針別表1の817の事業を実施する場合に教員配置の弾力化が必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第5条、第6条、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして、必ずしも同学年の児童生徒で一学級を編制する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	828
特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 短期大学設置基準 第二十七条（略） 2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	829
特定事業の名称	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 短期大学設置基準 第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 （略）
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項及び第5項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。
特例措置の内容	1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の（１）から（３）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項並びに第5項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。 （１）構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （２）同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （３）その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者 第2条第2項 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。 第5条第7項 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。 第9条第2項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。 第9条第5項 普通免許状又は特別免許状（特例特別免許状を除く。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第1項、第2項及び前項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第2項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。 第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。 別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。 2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。 3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学通信教育設置基準第10条第2項 大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学通信教育設置基準第10条 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二＝略) 大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 一 (略) 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2～6 (略) 大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。 第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条、第24条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校等施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第24条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第28条の規定は、適用しない。 2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

番号	901
特定事業の名称	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	社会保険労務士法第2条
特例を講ずべき法令等の現行規定	社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区が、(1)当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、(2)(1)に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないこと、③①②の傾向が一定期間継続していること）にあるものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件（①開業後一定年数を経過していること、②懲戒処分を受けていないこと）に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	907-1
特定事業の名称	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。 ・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令（※）に定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。 都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号））に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。 1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。 都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 ※ 当該認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定。（「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則」（平成15年厚生労働省令第58号））
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第5項等
特例を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第5項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨を広告することができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ① 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ② 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③ 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④ 高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤ 提供精子による体外受精 ⑥ その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 具体的には、医療法第6条の5第4項の規定に基づき医療法施行規則第1条の9に規定する広告の方法及び内容に関する基準（①提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、②提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。）に適合するとともにその内容が虚偽にわたらないことと規定している。
同意の要件	特になし

特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
-----------------	------

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第40条、第75条 ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について（平成20年3月27日付け基発第0327003号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保安全管理（以下「安全管理等」という。）に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の（１）及び（２）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 （１）一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 （２）（１）の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）及び（２）の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、給食の外部搬入を行うことができる。 1. 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 2. 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること 3. 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること 4. 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	927
特定事業の名称	市町村による狂犬病予防員任命事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う。
特例措置の内容	市町村が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する狂犬病予防員の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには法第6条第1項から第3項まで、第7項及び第9項並びに第21条に規定する犬の抑留にかかる事務を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、法第3条第1項、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。 この場合においては、法第23条の規定にかかわらず、市町村長が任命した狂犬病予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とするほか、狂犬病予防法施行規則第2条に規定する狂犬病予防員の証票、第14条に規定する狂犬病技術員（捕獲人）の証票及び第15条に規定する狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置が求められるものである。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、速やかに全国展開に係る措置をする予定となっています。

番号	933
特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第1項、第35条第1項、第46条、第55条第1項、第61条第1項及び第65条 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第124条第1項、第140条の4第1項及び第140条の16第1項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第132条第1項、第153条第1項及び第167条第1項 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第4条第1項第1号、第41条第4項第1号及び第53条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	・特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム、一部ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者及び入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・指定介護予防短期入所生活介護事業所、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・介護老人保健施設、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、2階建ての特別養護老人ホーム等について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特別養護老人ホーム等については、準耐火建築物とすることができる。 1. 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること。 2. 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	（１）「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条 （２）「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第４章第５節 基準該当生活介護に関する基準 （３）「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第５章第５節 基準該当児童デイサービスに関する基準 （４）「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第６章 短期入所に関する基準 （５）「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第９章第５節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準 （６）「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第10章第５節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	（１）（ア）第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、１以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。 ２ （略） ３ 第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。 ４ 第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。 ５・６ （略） ７ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。（略） （イ）第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。（略） （ウ）第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。 ２ 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。 一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで 二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで （エ）第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２ 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 二 宿泊室 イ 一の宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とするができるものとする。 ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。（略） （「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」） （２）第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

（3）（ア）第108条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当児童デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上

ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上

2 （略）

（イ）第109条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

（4）（ア）第115条 法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第137条に規定する指定共同生活介護、第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第185条に規定する指定就労継続支援A型、第198条に規定する指定就労継続支援B型、第207条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援（入所によるものを除く。）のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(2) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合

前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に掲げる数

(イ) 第117条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することのできるものとする。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室

利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準 該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

	(6) 第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。 四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）
特例措置の内容	居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児（者）関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児（者）が利用できるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	935
特定事業の名称	伝統的建造物を利用した旅館営業事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項第4号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅館営業の施設については、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における旅館営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する旅館営業をいう。）の施設（以下「旅館営業施設」という。）が、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第4条第8項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令第2条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項に規定する施設のほか、当該認定に係る旅館営業施設とし、旅館業法施行令第2条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第5条第2項及び第3項に規定するもののほか、旅館業法施行令第1条第2項第4号に定める基準について、当該認定に係る旅館営業施設に対して適用しないこととすることができる。 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。 2 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。 3 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（次号において「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。 4 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。 5 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	T003
特定事業の名称	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	1. 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）別紙 第2の12(1)表5 2. 保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）第2の3(2)ウ(ウ)別表
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上 とする。（学校施設の設置である場合についても適用する。）
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。）の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	T004
特定事業の名称	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）第2の1(3)ア(イ) 保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）第2の3(1)ア及び(2)ア
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれ大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1008
特定事業の名称	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の管理基準は、次のとおりとする。 一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準 イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。 ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。 二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準 イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。 ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。 ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。 ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。 ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の①、②及び③に掲げる要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって、2に掲げる昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものに利用される特別家畜排せつ物（法第2条に規定する家畜排せつ物であって、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項に規定する管理基準（以下「管理基準」という。）に従って3か月以上管理されたもの（固形状のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、管理基準は、適用しない。 ① 住居が集合していないこと。 ② 水道原水（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第2条第2項に規定するものをいう。）に係る取水施設が設置されていないこと。 ③ その他生活環境の保全又は人の健康の保護についての配慮が特に必要でないと認められること。 2. 昆虫飼育事業要件は、次のとおりとする。 ① 青少年の健全な育成を図ることを目的として、当該事業により飼育した昆虫を青少年に無償で譲与するものであること。 ② 当該事業に利用する特別家畜排せつ物について管理基準を適用する場合には、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいこと。 ③ 当該事業の実施者がたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（規則第1条第1項第1号イに該当するものに限る。）を保有していること。 ④ 当該構造改革特別区域の設定をした地方公共団体が、環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家」という。）の意見を聴いて、当該事業の実施による環境への悪影響がないと認めるものであること。 3. 地方公共団体が1の認定を申請しようとするときは、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、申請に係る構造改革特別区域が1の①、②及び③に該当するかどうかを判断するため、専門家の意見を聴かなければならない。 4. 1の認定を受けた地方公共団体は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものの実施による環境影響について、年に1回以上、調査を行わなければならない。
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。

番号	1010
特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準（平成4年農林水産省告示第1309号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	競馬法施行規則第59条の規定に基づく告示では、場外設備の位置、構造及び設備の基準を規定している。
特例措置の内容	地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1. 及び2. に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外設備であって、特区計画に記載された1. 及び2. に係る事項並びに※1に適合していることについて、当該構造改革特別区域を管轄する都道府県知事が書面により確認した場合には、競馬法施行規則第59条に基づく承認申請について、農林水産大臣は、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に規定する設置承認基準を満たしたものとみなす。 1. 地方公共団体が※2を超えない範囲内で定めた当該特区内に設置する場外設備の規模の上限 2. 場外設備を設置できる区域の範囲 ※1 場外設備が備えるべき事項 （1）施設に関すること ①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること ②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること ③入場者の用に供する設備が整備されていること ④管理運営に必要な設備が整備されていること （2）運営に関すること 勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること （3）地域社会に関すること 地域社会との十分な調整が行われていること ※2 場外設備の規模の上限 窓口（払戻しを含む）の数が五以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1101
特定事業の名称	再生資源を利用したアルコール製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む。）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。
特例措置の内容	地方公共団体が設定する特区又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第2条第2項に規定する副産物をいう。）であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第2条第4項に規定する再生資源をいう。）として利用して、当該特区において製造事業者（アルコール事業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しないこととする。 なお、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして、経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質（例えばメタノール）が、同省令で定める数量以上混和されたアルコールが、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めるアルコールをいう。また、経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていることを確認するため、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を申請する際に混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて提出することが必要。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。 1. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。 （2）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第4項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。 2. 条件 （1）電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 （2）出力30キロワット未満であること。 （3）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。 （4）最高使用温度が1,400度未満であること。 （5）発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。 （6）ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。 （7）同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。 （8）公衆が容易に触れないための措置がなされていること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1108
特定事業の名称	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第64条 コンビナート等保安規則第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）から（４）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安統括者の選任を不要とすることができる。 （１）設置される当該スタンドの仕様（使用圧力、処理量等） （２）例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策 （３）（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献 （４）設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。）
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）から（４）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1109
特定事業の名称	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第25条、第26条（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「容器細目告示」という。）第2条）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）から（３）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する容器検査所においては、燃料電池自動車及びＤＭＥ自動車の燃料タンクについて、車載状態のまま容器再検査を受けることができる。 なお、本特例措置を実施するに当たっては、車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を、構造改革特別区域計画に記載することとする。 （１）当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等） （２）例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策 （３）実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器細目告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏えい試験などを参考にされたい。）
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）から（３）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1121
特定事業の名称	小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1. 及び2. に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1. 及び2. に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第5条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。 1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。） 2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲 ※1 告示で定める施設が備えるべき事項 （1）施設に関すること ① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること ② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること ③ 入場者の用に供する設備が整備されていること ④ 管理運営に必要な設備が整備されていること （2）運営に関すること 車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること ※2 告示で定める施設の規模の上限 窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1.に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2.の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が100キロワット未満であること。 （2）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （2）当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 （3）保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1124
特定事業の名称	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第94条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期事業者検査を実施しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、次の1. に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の2. に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期事業者検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に関わらず、2.（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。 1. 条件 （1）出力500キロワット未満であること。 （2）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。 （3）最高使用温度200度未満であること。 （4）使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など） （2）使用する熱媒体の種類及び性質 （3）具体的な定期事業者検査を実施する時期 （4）当該設備が（3）に定める時期に定期事業者検査を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料 ①当該設備の耐久性 ②使用する熱媒体の耐久性 ③使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性
同意の要件	2.（4）に示す技術的な証明をする資料等により、2.（3）により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1125(1114)
特定事業の名称	特定施設における保安検査期間変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート保安規則第34条第2項 (製造細目告示第14条)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高圧ガス保安法第35条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(以下この表において「特定施設」という。)は、原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該地区内に設置される特定施設については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した保安検査期間に延長することができる。 (1) 当該特定施設の仕様(ガス種、使用圧力等) (2) 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 (特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献) (3) 具体的な保安検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。)
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1129-1 (1112)
特定事業の名称	液化ガスの容器における充てん率変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	容器保安規則第22条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（１）から（４）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する充てん所においては、当該特区内において実施しようとする下記（４）に記載した充てん率とすることができる。 なお、本特例措置を実施するに当たっては、充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を構造改革特別区域計画に記載することとする。 （１）充てん率を変更しようとする容器の仕様（ガス種、材料等） （２）例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策 （３）（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 （液化水素ガスを充てんする容器については、（２）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献） （４）具体的な充てん率（充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい。）
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（１）から（４）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1130
特定事業の名称	オートレース小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小型自動車競走法施行規則（平成１４年経済産業省令第９８号）第１１条、第１２条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小型自動車競走法施行規則第１２条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の１．及び２．に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第４条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された１．及び２．に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※１）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法第８条第１項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第１２条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。 １． 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※２）を超えない範囲内で定めたものに限る。） ２． 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲 ※１ 告示で定める施設が備えるべき事項 （１）施設に関すること ① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること ② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること ③ 入場者の用に供する設備が整備されていること ④ 管理運営に必要な設備が整備されていること （２）運営に関すること 車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること ※２ 告示で定める施設の規模の上限 窓口（払戻しを含む）の数が５以内でかつ最大滞留者数が１００人以内であること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1132 (1144、1146)
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第2条（試験の科目等）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	基本情報技術者試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに係る業務に関する共通的基础知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的基础知識（以下「免除対象科目」という。）が課せられている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の1. から4. に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による基本情報技術者試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座（e - ラーニング方式によるものを含む。以下「認定講座」という。）を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。 1. 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 2. 修了認定の基準 3. 修了認定に係る試験の実施方法 4. 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験項目
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1. から4. の内容について、現行の規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続き	認定講座を開設した者（以下「開設者」という。）は、修了認定に係る試験を実施するに当たって、次の1. 又は2. の手続を行わなければならない。 また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構）に通知しなければならない。 1. 修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。 2. 修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。

※ この特例措置については、平成22年10月1日より全国展開されることとなっています。

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受審しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が10キロワット未満であること。 （2）最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。 （3）最高使用温度が100度未満であること。 （4）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （2）当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 （3）保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1205 (1214、1221)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等 (2) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。) ②以下略
特例措置の内容	(1) 実施主体が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実にあることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。)にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1210
特定事業の名称	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	河川敷地の占用許可について（平成１１年８月５日河政発第６７号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行において、橋の設置を目的とした河川敷地の占用主体は、公共性又は公益性を有するものとし、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内においては、河川敷地占用許可準則第６の規定にかかわらず、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限り、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1218
特定事業の名称	地域特性に応じた道路標識設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二備考一（二）１及び（五）２
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	・別表第二に寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。 ・高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、方面及び方向を表示するもの等の文字の大きさについて、道路の設計速度に応じ基準を定める。ただし、必要がある場合にあっては、一定の割合に拡大することができる。
特例措置の内容	地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。(ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。) ②分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量(保安基準第4条、上限36t)及び軸重(保安基準第4条の2)の緩和を認めている。
特例措置の内容	港湾施設である道路(港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下単に「道路」という。)において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じるおそれがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。 1. 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。 (※1)道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。 (ア)事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。 (イ)必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。 2. 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断(※2)されること。 (※2)具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。

番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成14年環境省告示第86号））
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする事として、従事者を限定的に取り扱っている。
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、既に行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。
同意の要件	円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物） 平成9年12月厚生省告示第259号（再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。 ①ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたもの その他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの ②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの ③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。 （1）環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年12月厚生省告示第258号） ①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。） ②廃プラスチック類 ③廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。） （2）再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成9年12月厚生省告示第259号） ①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。） ②汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。） ③廃プラスチック類 ④廃肉骨粉（化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。） 2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。 （1）廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成18年環境省告示第77号） 廃ゴム製品の再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等、また、廃ゴム製品に含まれる鉄を鉄鋼製品の原材料として使用し、再生品である鉄鋼製品の利用が確実に見込まれるものであること等 （2）廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成15年環境省告示第25号） 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等 （3）廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成13年環境省告示第56号） 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等 （4）汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成9年厚生省告示第261号） 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等

特例措置の内容	1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制（関係者の同意、流入規制（当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。））を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。 2. 特例の対象となる特定の廃棄物（再生利用方法を含む。）は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。 （1）廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合 （2）容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1306
特定事業の名称	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号イ(1) ②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号ロ
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	①一般廃棄物の埋立処分については、「地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと」と規定されている。 ②一般廃棄物の最終処分場の維持管理基準において、埋立処分開始後の地下水等検査の検査頻度は原則として1年に1回以上とされている。
特例措置の内容	市町村が、その設定する構造改革特別区域内にある地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるもの及び埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものに限る。）を利用して、金属等が溶出しないう溶融加工した一般廃棄物（溶融スラグ）の埋立処分を行うことについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)の規定にかかわらず、当該埋立処分を行うことができる。 なお、特例措置の実施にあたっては、その受け皿となる最終処分場（地中空間）の維持管理について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ロに規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1308
特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし